

健生水発 0329 第 10 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政部（局）長 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の
施行について（通知）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号。以下「整備法」という。）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 102 号。以下「整備等政令」という。）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号。以下「整理等省令」という。）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 171 号。以下「整理告示」という。）の内容等については、令和 6 年 3 月 29 日健生発 0329 第 63 号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」又は令和 6 年 3 月 29 日健生発 0329 第 69 号「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」により通知されたところであるが、国土交通省及び環境省の組織体制・所掌事務等、水道法等の所掌及び主な通知の所掌について下記のとおり通知する。

各都道府県におかれては、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに町村へ周知されたい。

記

第1 組織体制・所掌事務等について

1 国土交通省

(1) 国土交通省組織令の改正

- ① 大臣官房上下水道審議官の新設
- ② 大臣官房審議官（上下水道担当）の新設
- ③ 大臣官房参事官（上下水道技術担当）の新設
- ④ 水管理・国土保全局上下水道企画課、水道事業課の新設

(2) 国土交通省組織規則の改正

- ① 上下水道企画課
 - (i) 上下水道政策企画官の新設
 - (ii) 下水道国際・技術室、下水道事業調整官、下水道国際推進官を上下水道国際室、上下水道事業調整官、上下水道国際推進官に変更
- ② 厚生労働省水道課の水道計画指導室を水道事業課に移管
- ③ 流域下水道計画調整官を流域計画調整官に変更

(3) 地方整備局組織規則、北海道開発局組織規則の改正

- ① 全地方整備局及び北海道開発局に上下水道調整官を新設

(4) 国土技術政策総合研究所組織規則の改正

- ① 下水道研究部を上下水道研究部に変更
- ② 下水道研究官を上下水道研究官に変更
- ③ 上下水道研究部に水道研究室を新設
- ④ 上下水道研究部に能登上下水道復興支援室を新設

※所掌事務は当該組織令、組織規則を参照

2 環境省

- (1) 環境省組織規則第12条に基づき、水・大気環境局環境管理課に水道水質・衛生管理室を置くこと。水道水質・衛生管理室は、水道水質基準の策定、水質検査方法の策定及び水道法第20条で定める登録検査機関の登録等の事務を所掌すること。

第2 水道法等の所掌

別紙1のとおりであること。

第3 主な通知の所掌

別紙2のとおりであること。

別紙1：水道法等の所掌

別紙2：主な通知の所掌

(参考)

整備法、整備等政令等、整理等省令等及び整理告示における被改正法令の一覧